6　電子記録移転権利から除かれた権利の売買等の状況

法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（令第１条の12第２号に規定する権利に限る。）について記載する。

①　電子記録移転権利から除かれた権利の売買又は売買の媒介等の状況（単位：百万円）

	媒介等	自己	計
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

４①の注意事項に準じて記載すること。

②　電子記録移転権利から除かれた権利の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの状況　（単位：百万円）

	売出高	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

［加える。］